

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年11月15日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700063号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700020号

## 第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで  
A事業所に昭和58年4月1日に入社し、支店間の異動はあったが継続して勤務し、現在に至っている。  
請求期間は、a本社で1か月間程度の研修を受け、配属先で勤務を開始した頃であるが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る人事記録簿及び同事業所の回答並びに雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和58年5月1日にA事業所(a本社)から同事業所b支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(a本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1700052 号  
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 1700007 号

## 第 1 結論

昭和 52 年 4 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 4 月から昭和 53 年 3 月まで  
昭和 52 年 3 月に大学を卒業後、同月又は翌月に A 市役所において国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたはずなのに、年金記録では、保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、昭和 52 年 3 月に大学を卒業後、同月又は翌月に自身の国民年金の加入手続きを行い、妻は昭和 53 年 3 月の婚姻届の提出時に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったとしているが、請求者と請求者の妻の国民年金手帳記号番号は連番となっており、その前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査によると、A 市において昭和 53 年 4 月頃に払い出されたものと推認される上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、国民年金の加入手続きは、夫婦共に昭和 53 年 4 月頃に行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続きの時期及び状況が相違している。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を A 市役所において毎月納付していたはずであり、年末調整時に保険料が未納となっていれば気付くため、遅くとも昭和 52 年 12 月までには納付していたと思うとしているが、請求者の国民年金の加入手続きは昭和 53 年 4 月頃に行われたものと考えられること、及び請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると請求期間は保険料の未納期間となっていることから、請求者が請求期間に係る保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、請求者は、請求期間に係る勤務先において年末調整を行っていたので、それを調べてもらえれば国民年金保険料の納付の事実が分かるはずであるとしているところ、当該勤務先は、「請求者に係る昭和 52 年分及び昭和 53 年分の源泉徴収票並びに年末調整に関する資料は保存していない。」としており、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な回答は得られなかった。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700055号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1700008号

## 第1 結論

平成16年10月から平成18年11月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年10月から平成18年11月まで

請求期間は、国民年金保険料について免除申請していた期間であるが、年金記録によると、保険料未納期間となっている。前職を平成16年10月に退職後、すぐにA社会保険事務所(当時)へ行って免除申請の手続きを行い、しばらくして保険料の未納通知が届いたため、再度、同事務所へ出向いたところ、職員に「紛失しました。」と言われた。裏付けとなる資料はないが、調査の上、請求期間について、国民年金保険料の免除期間として、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、前職を平成16年10月に退職した直後にA社会保険事務所で国民年金保険料の免除申請手続きを行ったとし、次に同事務所へ出向いた際、平成16年に提出したはずの国民年金保険料免除申請書について、職員から、紛失したと思われる旨説明を受け、謝罪されたと主張しているが、日本年金機構は、「平成16年当時の国民年金関係届、国民年金保険料免除申請書及び同申請書の受付簿は保管していない。」と回答している上、請求者が次に同事務所へ出向いたとする時期は、請求者の陳述内容及びオンライン記録により、平成19年7月頃と推測されることから、当時の相談票について同機構に照会したものの、当該相談票についても保存年限により保管していないと回答しており、当時の状況について確認することができない。

また、平成19年当時、A社会保険事務所において、国民年金を担当していた職員のうち、連絡が取れた15人は、いずれも、免除申請書の紛失について、職員が謝罪を行ったというような事例を記憶していない旨回答していることから、平成16年度の免除申請手続きについて、請求者の主張を裏付けることができない。

さらに、請求者は、平成17年度及び平成18年度の国民年金保険料について、免除申請を行った記憶がない上、当該申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に通知する取扱いとなっているが、請求者は、当該通知についても記憶していないことから、請求者が、平成17年度以降の免除申請手続きを行った状況もうかがえない。

加えて、請求者が請求期間において居住していたB市(a区)、C市及びD市に確認したものの、請求者に係る国民年金の資料はなく、請求者が免除申請を行ったことを確認することはできない。

このほか、請求者が請求期間について、国民年金保険料の免除申請をしていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。